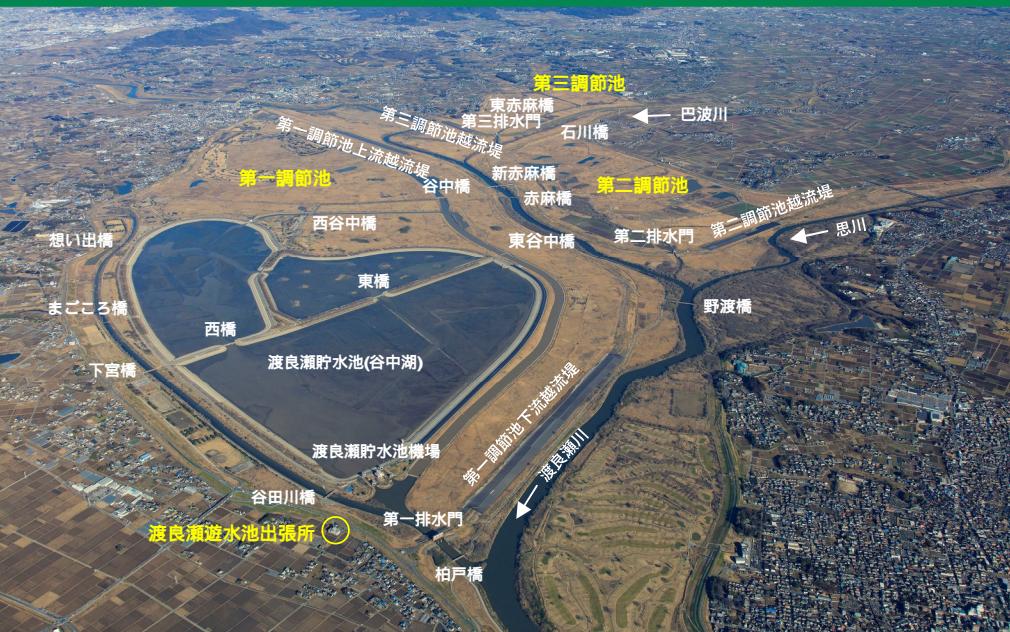


# 渡良瀬遊水地のご案内



お願いします

ゴミは持ち帰りましょう



お問い合わせ先

(一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団  
渡良瀬遊水地ホームページアドレス

☎ 0282-62-1161  
<https://watarase.or.jp>

渡良瀬遊水地利用ルール & マナー

【策定】平成16年4月2日

【改訂】平成18年3月27日 令和7年12月3日

交通のご案内

車をご利用の場合

国道354号線三国橋より北西約3km  
東北自動車道:館林I.C.より東へ約20分

東武鉄道ご利用の場合

東武日光線  
新古河駅、柳生駅、板倉東洋大前駅、藤岡駅 下車  
(浅草駅～板倉東洋大前駅:約1時間)  
(東武宇都宮駅～板倉東洋大前駅:約1時間)

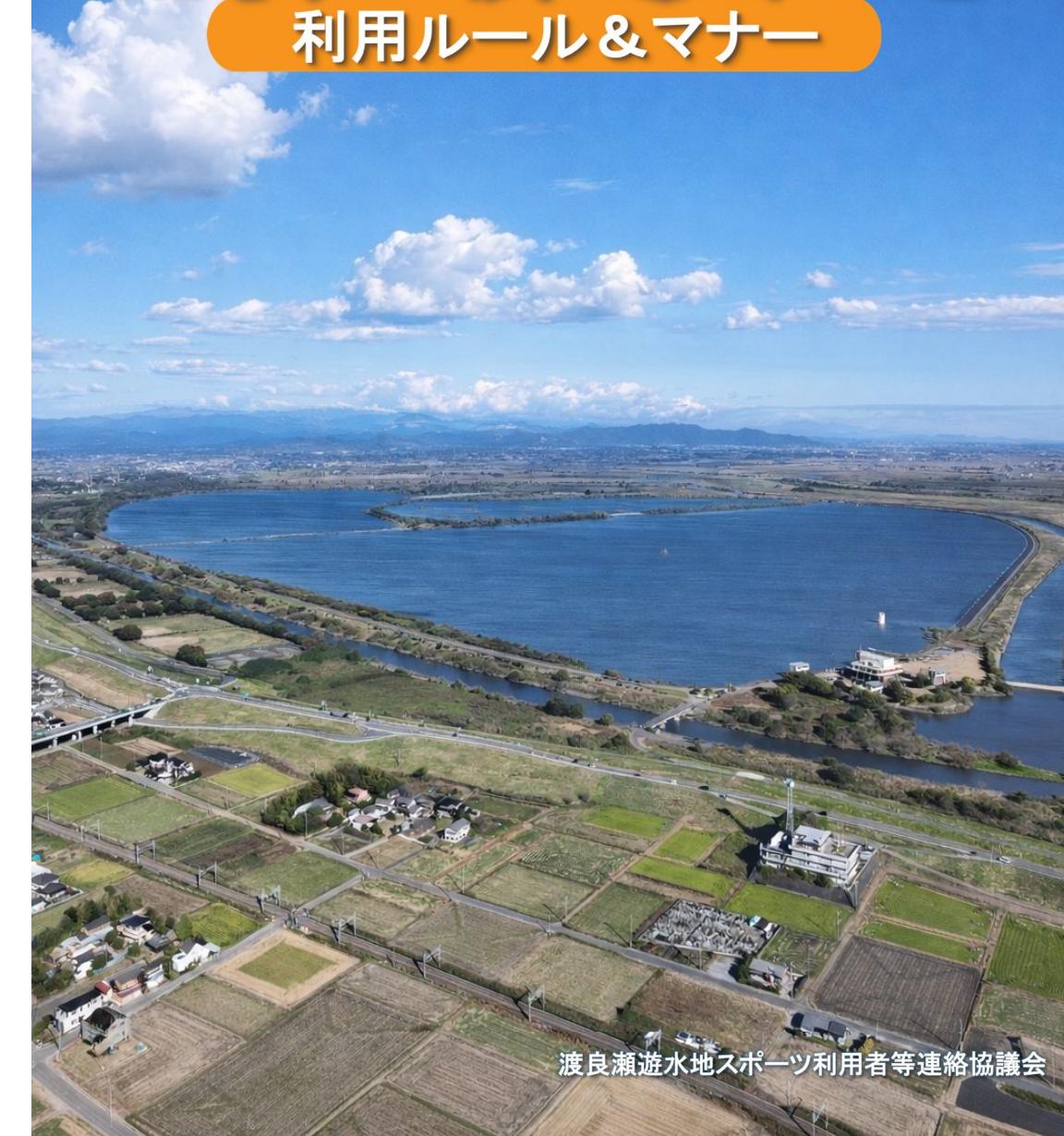
JRご利用の場合

JR宇都宮線 古河駅、野木駅 下車  
(上野駅～古河駅:約1時間)  
(宇都宮駅～古河駅 約40分)



# 渡良瀬遊水地

## 利用ルール＆マナー



渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会

# 第1章 総則

## 第1条(目的)

渡良瀬遊水地は、渡良瀬川、思川、巴波川の合流点にあって、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県の4県にまたがる総面積3,300ヘクタールの、水と緑に恵まれたわが国最大の遊水地である。周辺地域はもちろんのこと、首都圏における生命と財産を守るために、長い年月をかけ多くの人々の努力によって今なお工事が進められている。

この渡良瀬遊水地を訪れる人は年間約80万人に達し、実質的に首都圏における広域レクリエーション拠点となっており、今後も余暇の増大に伴い更に多くの利用がなされるものと考えられるが、利用の増加とともに利用者が錯綜し、利用者間及び一般利用者との間で問題が発生している状況となっている。

このため、利用に際しての秩序を維持するとともに、利用に伴う事故の発生を防止し、安全・快適・公平に渡良瀬遊水地を利用するためのルール＆マナーをここに定めるものとする

## 第2条(定義)

渡良瀬遊水地とは、その南端を三国橋より上流の河川、第一調節池（渡良瀬貯水池（谷中湖）を含む）、第二調節池、第三調節池をいう。

これに定めるルールとは、渡良瀬遊水地利用者が相互に安全・快適・公平に利用することができるための行動の指針となる事柄をいい、マナーとは利用者各人の常識的かつ主体的な行動を促す事柄をいう。

「一般利用(者)」とは、渡良瀬遊水地をそれぞれの目的で使用する全ての利用者をいう。

「陸上利用(者)」とは、一般利用(者)のうち、主に渡良瀬遊水地内の道路、建造物、公園施設を含めた利用者をいう。

「水面利用(者)」とは、一般利用(者)のうち、主に渡良瀬貯水池(谷中湖)の水面利用及び渡良瀬遊水地での遊漁行為(釣り等)を含めた利用者をいう。

「上空利用(者)」とは、一般利用(者)のうち、主に渡良瀬遊水地内の上空利用者をいう。

\* P7 参照

## 渡良瀬遊水地周辺施設案内



## 第2章 利用の原則

### 第3条(利用期間・利用時間)

渡良瀬遊水地を利用するにあたっては、気象台から当該地区に大雨洪水注意報以上が発せられた場合及び洪水期間中は、利用禁止とする。

渡良瀬貯水池(谷中湖)の利用期間・利用時間は、原則として以下のとおりとする。  
(競技大会及びイベント等(以下「大会等」という。)を除く。)

3月1日～10月31日：9時30分～17時

11月1日～11月30日：9時30分～16時30分

12月1日～2月末日：9時30分～16時

ただし、毎週月曜日(月曜日が祝祭日の場合はその翌日、また月・火曜日が祝祭日の場合はその翌日)及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

1月から3月については、干し上げに伴う水位低下のため、水面利用が出来ない場合がある。



#### 渡良瀬遊水地の大きさは?

- たまる水の量約1億7,180万m<sup>3</sup>  
東京ドーム約140杯分

- 外周約30km  
1周200mの校庭を約150周

- 広さ約33km<sup>2</sup>  
東京ドームが約700個に入る大きさ



#### 渡良瀬貯水池(谷中湖)の大きさは?

- たまる水の量約2,640万m<sup>3</sup>  
東京ドーム約21杯分

- 外周約9.2km  
1周200mの校庭を約46周

- 広さ約4.5km<sup>2</sup>  
東京ドームが約100個に入る大きさ

#### 渡良瀬貯水池 干し上げ

渡良瀬貯水池では、夏場のカビ臭抑制のため、平成9年より、冬期の水位低下・干し上げを行っています。

干し上げとは、水位を貯水池底高のY.P.+8.5m以下まで低下させた状態をいいます。



## 出張所管理区分

### 第4条(禁止事項)

渡良瀬遊水地の利用にあたっては、以下の行為を禁止する。

渡良瀬遊水地を汚す行為、他の利用者への危険行為を禁止する。

渡良瀬遊水地内ではむやみに動植物を荒らさず、自然形態への影響を最小限に留める。

渡良瀬貯水池(谷中湖)(以下「貯水池」という。)の利用にあたっては、以下の行為を禁止する。

貯水池内道路への自動車(自動二輪車を含む。)、原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を含む。)の乗り入れを原則として禁止する。

貯水池周辺の各ゲート前は、駐車を禁止する。

貯水池内の水面では、水質保全上の面から、動力船による利用を原則として禁止する。

北水門付近の水面、流入堤、越流堤、貯水池機場は立入を禁止する。

貯水池北ブロック全域(北水門を含む。)、南ブロックの貯水池機場、ヨシ原浄化ゾーン及び貯水池の北橋、西橋、東橋の上での魚介類の捕獲及びその行為を禁止する。

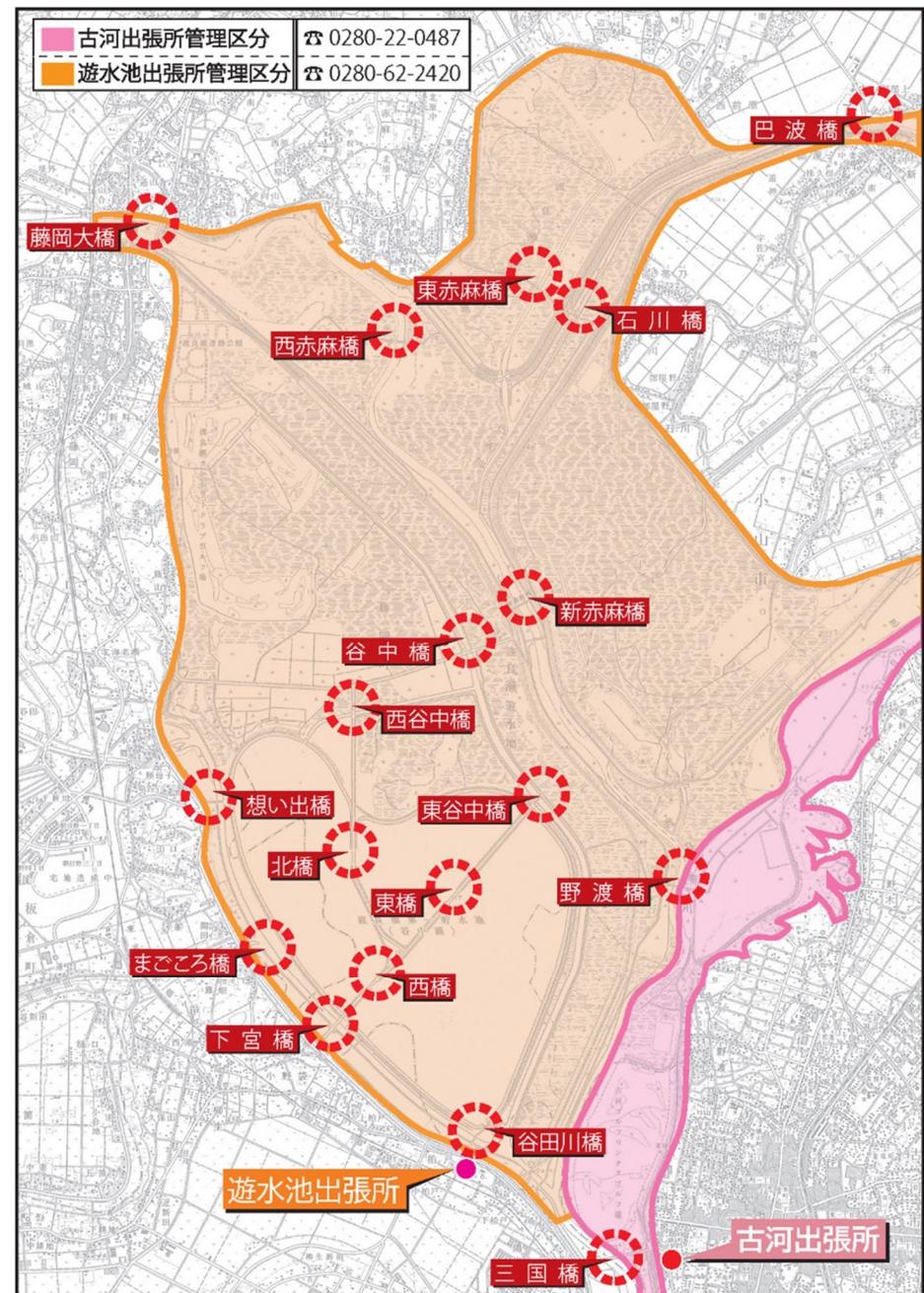
指定された場所(子供広場ゾーンの一部)以外での火気の使用を禁止する。

貯水池内の遊泳は原則禁止する。ただし、安全を確認し、許可されたイベントは除く。

貯水池周辺(12箇所のゲートで囲まれた範囲)では、ドローン等無人航空機の飛行を原則として禁止する。

\* P7参照

車両制限柵前の駐車禁止箇所  
(貯水池周辺の各ゲート前12箇所)



## 渡良瀬貯水池(谷中湖)管理図



## 第3章 一般利用のルール(大会を除く)

### 第5条(有事の対応)

陸上・水面・上空を問わず一般利用者は、有事の対応を迅速に行うため、連絡先が分かるものを携行すること。

### 第6条(陸上利用について)

全ての陸上利用者は、自己責任・自己管理のもとで、十分注意して利用する。

陸上利用にあたっては、歩行者を最優先とする。

自転車、ランニング、インライスケート、ローラースケート等で貯水池内道路を通行する際は「反時計回り(左回り)」とし、左側通行を心掛ける。

自転車、インライスケート、ローラースケート等で渡良瀬遊水地内を走行する際には、常に歩行者等、他の通行者及び作業車両に注意し、すれ違いや追い越しの際には、急な飛び出しにも即座に対応できる速度で走行する。

自転車で走行する場合は、徐行エリア及び交差点部を最徐行する。また、集団走行をする場合には、事前申請し、許可を得なければならない。

自転車、インライスケート、ローラースケート等で走行する際には、ヘルメットの着用に努める。

球技を行う際は安全上十分な広さを取り、道路上では行わない。

喫煙は、周りの人に迷惑をかけないようにし、歩きたばこをしない、吸い殻のポイ捨てをしない等、喫煙マナーを守る。

渡良瀬遊水地内では野生動物等の増殖が確認されているため、見かけた場合には、近づかず、驚かさないよう注意してその場を離れる。

野生動物等の捕獲わな及び捕獲された野生動物等を確認した場合には、近づかないよう注意する。また、餌を与えてはならない。

犬等を散歩させる場合は、必ずリードを付ける、糞は飼い主が持ち帰る、尿をした場合は水で流す、トラブルは飼い主が責任を持って解決する。

#### 徐行エリア

\* P7参照



- ..... ウィンドウサーフィン等  
一般利用エリア看板設置箇所
- ..... 車両制限柵前の駐車禁止箇所  
(貯水池周辺の各ゲート前12箇所)
- ..... 徐行エリアマーク表示箇所
- A : 親水広場駐車場  
最大320台とするには国土交通省の許可が必要
- B : 親水多目的ゾーン駐車場
- C : 子供広場ゾーン駐車場
- D : 谷中村史跡保全ゾーン駐車場
- E : 下宮駐車場
- F : 下宮上駐車場  
下宮上駐車場については国土交通省の許可が必要

## 第7条(水面利用について)

水面利用では常に危険を伴うので、全ての水面利用者は、自己責任・自己管理のもとで、十分注意して利用する。

安全対策としてライフジャケット等を着用する。

利用にあたり、使用する大きな備品・道具等を水面に搬入搬出する際は、その他の利用者に対して「艇が」とあります。」等の声かけを行うとともに、必要に応じて艇等の運搬者以外の誘導員を数名配置する。

釣り針・釣り糸・仕掛けは放置しない。

魚介類の捕獲及びその行為を除く水面利用は原則として北ブロックのみとする。

北ブロックでは、水面を利用する団体が各種競技に向けた練習をしている関係から、より安全に利用するため、ウインドサーフィン等の利用は、北ブロック北側を利用する。

大会等の設営・撤去時に限り、電気を動力とする船舶を使用できる。

水難事故対策として、緊急時のみ動力船(救助艇)を使用できる。ただし、油吸着マット等を常備しなければコース付近で待機できないものとし、それ以外は陸置きとする。



## 第8条(上空利用について)

全ての上空利用者は、自己責任・自己管理のもとで、十分注意して利用する。

貯水池、ゴルフ場、越流堤、貯水池機場、駐車場、道路における離着陸は緊急の場合を除き、禁止する。一般利用者が想定されるエリアにおける離着陸は、他の利用者に充分注意を払い、安全に行うものとする。また、利用にあたっては日本気球連盟は熱気球利用者に、一般利用者に対する危害防止や堤防他、河川管理施設に損傷を与えないよう周知徹底するものとする。

離着陸を除き通常、上空10m以上を目安に飛行することとする。

スカイダイビング、ウルトラライト、モーターパラグライダー、グライダーの実施に際して、他の上空利用者との交信手段(無線機等)を確保し相互の安全を図る。

スカイダイブの降下場は藤岡ドロップゾーンとする。それ以外については、別途、管理者と協議する。

ドローン等無人航空機の飛行は、航空法の規定を遵守することで、禁止エリアを除き原則自由使用とする。ただし、ゴルフ場・公園等の陸上利用がなされている区域とその周辺及び小山市条例に基づく飛行禁止エリアについては、その施設等管理者等と飛行の可否を協議する。

\* P7参照

## 第4章 スポーツ競技会等利用のルール

### 第9条(排他的利用手続きの安全義務及び告知について)

大会等で利用する際は、河川管理者と協議し、一時使用届又は占用の許可を得たうえで、以下の項目を遵守する。

大会等の開催1週間前から使用エリア内において開催告知看板を設置し、一般利用者に開催への協力・理解の呼びかけ及び使用エリアを明記したうえで通行・利用に際して注意を促す。

主催者は、事前に、河川管理者と打合せを行うと共に、責任者や連絡系統及び事故を未然に防ぐ対策を明確にした緊急連絡体制を記した書面を作成し、河川管理者に提出する。

一般利用者等を念頭において、第三者への安全保障を加味した保険に加入する。開会式あるいは当日プログラム等で、一般利用者等に対して大会への協力・理解の呼びかけ、通行及び利用に際しての注意を促す。

各大会の運営本部には救護班を設置し、有事に対応する。

大会等の開催時においては、主催者側がゴミを分別し回収・収集する。また、参加者に対してゴミの分別処理を促す。

工事、大会等関係者の車両は、車両進入許可証を表示し、黄色回転灯を車両に付け、時速20km以下で走行する。

大会等の主催者は、大会等の応援・観客等に対して、本ルール＆マナーに係る広報・啓発活動に努める。

## 第5章 利用のマナー

### 第10条(安全・快適に利用するためのマナー)

誰もが気持ちよく利用するために、以下のマナーを守る。

ゴミは各自持ち帰る。

利用後は、利用前よりもきれいにするように心掛ける。

他の利用者及び近隣住民の迷惑になるような騒音を出さない。

水辺付近で幼児を遊ばせる際は、必ず保護者が付き添う。

譲り合いの精神で、安全・快適・公平に利用する。

トイレ等の公共施設はきれいに使用する。